

三陸の海を放射能から守る

岩手の会

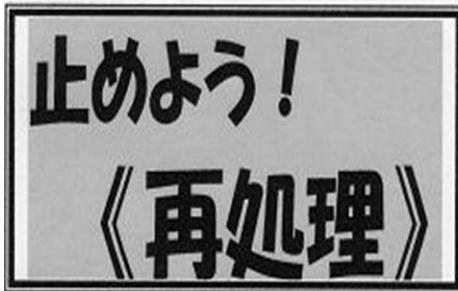
郵便振替 02240-5-102650

ホームページ 《再処理/岩手の環境》

http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm

《まった再処理分庫》

http://briefcase.yahoo.co.jp/k_imag



《天恵の海》

2012(平成24)年

2月14日

第109号

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX 019-623-1636

東電を公害罪で告発

東京地検から書類返送さる

再提出を検討中



記者会見の様相

(夕方TVニュース) →

事故防止の企業責任は明か

「岩手の会」会員有志と青森、宮城の市民合わせて一〇人は、東京電力幹部が『人の健康に係る公害犯罪』を犯したとする告発状を、東京地方検察庁に一月二四日に郵送しました。その記者会見の様相は、岩手、宮城、青森を中心にテレビや新聞で報道されました。

その後一月二九日に、東京地方検察庁から「告発人の皆様へ」と題する文書とともに、「告発状」がそのまま返送されてきました。これについて、告発者一〇人と岩手の会会員で東京地検の文書を精査し、告発文の構成を整えたいえ、再度告発状を送るなどの善後策を講じていきたいと思えます。「刑事告発」はあらゆる日本国民が有する権利です。日本の国土を汚染し幾多の住民に甚大な被害をもたらした犯罪行為に、刑事手続きが何ら発動されないのでは、日本は法治国家とは言えないのではないのでしょうか。全国の仲間と共に東電の企業責任を追及して行きましょう。

人の健康に係る公害犯罪

三月一日に発生した東京電力福島第一原発事故により、東日本一帯に福島原発からの放射性物質が撒き散らされた、人々の家や庭、田畑は言うに及ばず、森林、川、海が放射能汚染されました。セシウム137は三百年かかってよ

告発状の要点

福島第一原発大事故は、事前に危険性が指摘されていたにも拘わらず発生した。事故当時の東電の会長、社長、担当副社長の三人は、原発事故の危険性について、業務上必要な注意を怠り大事故を防止出来ず、企業活動に伴っての人の健康を害する物質を大量に排出し、公衆の生命、身体に危険を生じさせた。この行為は、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」の第3条、第4条により、処罰されるべき行為なので刑事告発する。

うやく一〇〇〇分の一に減衰する放射性物質であり、今後どのような被害をもたらすかわかりません。このような大事故を起こした東京電力には何らの刑事罰も科せられないのでしょうか。

公害告発運動から生まれた 公害罪処罰法

日本には一九七一(昭和四六)年七月から施行された「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」(以下「公害罪」と略します)があります。「公害罪」は、高度成長期の日本で企業活動に伴う深刻な公害が各地で発生し、被害に苦しむ人々が汚染物質を排出した企業の責任を問う裁判を闘い、次々に勝利判決を勝ち取って行くなかで制定されました。「公害国会」と言われた昭和四五年第六四回臨時国会は「公害犯罪」を取り締まる法としてこの法律を制定しました。この法律によって日本国民は、公害犯罪を告発し、糾弾する権利を得ました。環境省・経産省

等関連国家机关は、公害犯罪についてその防止に努めなければなりません。告発を受けた企業は、自らその行為が違法・有責でないことを証明する義務が発生します。（公害罪五条）。

予見出来た大津波

何らの対策も取らず

私達は、告発状で「公害罪の立証」として次のように記しました。

(1)「業務上必要な注意を怠り」に該当する事実の立証。

大津波は、東電自身の検討会で予測されていた。しかし大地震対策や津波対策を怠ったので、鉄塔倒壊、電源喪失に陥った。「安全神話」に陥ったために、補助電源喪失、全電源喪失、炉心冷却不能、水素発生による爆発、炉心溶融に至るまで有効な手立てが打たず、大事故となった。

(2)「人の健康を害する」の立証

放射性物質を大量に大気や海中へ放出し、現在に至るも収束出来ずにいる。この放射性物質は、環境基本法第一三条

東京地検から告発状返送さる

刑事責任が問われないのはおかしい 告発の永田文夫さん・所感

東京電力の告発の件で、東京地検特捜部から一月二七日付文書(左欄要約記事)とともに告発状が返送されてきました。二日後という早さです。とりあえず報告します。

文書を読むと「事業活動に伴って有害物質を排出したという構成要件に該当する事実の記載が十分」という意味に読み取れます。しかし、自ら造り上げた安全神話に囚われ、事前に科学的に予見出来た津波や地震に目をつむり、様々な防止防護の対策

東電がこれだけの被害を与えて刑事責任を問われないことは、普通の市民感覚からして非常におかしい。公害罪第三条「業務上必要な注意を怠り」、事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し・」になぜ該当しないのだろうか、最高裁判例があるとし

でも事犯により刑法の解釈も見直されていくものではないのか。このままでは社会の倫理規範や正義が崩壊してしまう恐れがある。

原発事故による生活破壊や関連死亡を直視するとき、多くの国民の持つ処罰感情を汲み取ることが検察責務ではないのか。

を取り得なかつた東電の責任は明かです。構成要件に該当する事実を、起訴状に記載出来るほどに詳細、具体的に記載しなければ告発とは認められないというのでは、告発という国民の権利がないに等しいこととなります。私達一般私人には捜査の権限も費用も労力もないからです。とはいえ、告発者十人や岩手の会の討議を踏まえ、弁護士と相談の上善後策を検討し対処していきたいと思います。

人々は明らかに刑法で保護されるに値する重大な法益を侵害されている。

私たちの告発に対して

わずか二日の検討で告発状は送り返されたが、内容を吟味するにはあまりに短すぎ、国民の思いを真剣に受け止めようとする姿勢に疑問を感ずる。検察は本来の役割をしつ

かり見直し、国民が安心して公正公平で幸せに暮らせる社会の実現に向けて取り組んでほしい。

私たちは再発防止のためにも有害物で環境を汚染させたならば、民事・刑事責任が厳しく問われるルールが必要と考えており、今後ともこうしたルール策定要求に取り組んでいく所存である。

東京地方検察庁の「書面返送」の添書 (要約)

平成24年1月27日

告発人の皆様へ

東京地方検察庁
特別捜査部 特殊直告班

24日付けの「告発状」と題する書面について拝見しました。告発は刑罰法規に該当する具体的な事実を出来る限り特定し、構成要件に沿った形で犯罪事実を記載して戴く必要がありますが、貴殿から送付された文書では、構成要件に沿った形で犯罪事実が特定されているとは認めがたいと思料されます。

「告発状」の罰条とする、公害犯罪の処罰に関する法律はその名称自体と第3条の「事業活動に伴って」という構成要件から、この法律は、いわゆる公害排出規制を強める目的で制定されたものであり、有害物質管理一般の規則強化を目的としたものではないと理解されます。

過去に複数の最高裁判例でも「事業活動に伴って」という要件などに基づいて、過失事故によりたまたま有害物質を排出しても本罪には当たらないと判示されていますので、貴殿の告発状の内容では、この法律違反の構成要件に該当することについて、十分な記載がなされているとは言い難いと考えられます。

福島原発に対しては様々な措置が講ぜられ、貴殿が問題意識を持っておられる事態の原因究明は、その究明能力を有する関係機関において今後行われると思料されますので、今後の推移・進展などを充分踏まえ、上記の各点などご検討戴きたく、送付された書面はお返し致します。

(正式文面は 岩手の会ホームページ)

で特別扱いの「人の健康を害する物質」である。

(3)「公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」の立証

九月現在、一五万八三七人の避難民が発生し子どもを含む多くの人々に甲状腺ガンなどの健康被害の危険をもたらししている。

*これまでの原発事故の危険性についての国会審議や、事故の実態、放射能放出の新聞記事、公開された政府文書等を添付。